

第259回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日 時 日時 平成26年5月19日（月） 午後2時30分から
- 2 場 所 中部総合事務所B棟3階 第301会議室
所在地：倉吉市東巖城町2
- 3 出席者 委 員：足立委員、小林功委員、佐藤委員、小谷委員〔会長〕、川原委員、水谷委員
事務局：小畑事務局長、宮永次長、松原書記
鳥取県：水産振興局 三木局長、水産課 早瀬水産振興室長、清家漁業調整担当係長
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室 福井室長
- 4 傍聴者 なし

5 議 事

- (1) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議事項）
- (2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）
- (3) 千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について（諮問事項）

<議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶、三木水産振興局長による挨拶のあと、会長が議事録署名委員として佐藤委員と水谷委員を指名した後、議事に入った。

議事

- (1) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示（協議事項）について事務局から資料1に基づき説明が行われた。**

〔小谷会長〕

説明がございました。昨年度も同様の指示を出しておるようですが、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔委員多数〕

はい。

〔小谷会長〕

では、資料1にあります案のとおり指示をするということにしたいと思います。

<案のとおり指示する旨が決議された>

では、続きまして議事、千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について、事務局のほうから説明をお願いします。

(2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示（協議事項）について水産課から資料2に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

ただいま説明がありました。いろいろいわく付きの部分があるようですが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

〔川原委員〕

県規則の改定についての、その水産庁に対する働きかけというのは、まだなさっていないということですか。

〔清家係長〕

一応、こういう県規則の改正をしたいというかたちで話はしとるんですけども、具体的に、この千代川大口堰を変えたいというところまでは、まだいってないようなかたちですので、内容を整理して協議をしてくださいというふうなかたちを水産庁のほうから指示を受けているというかたちです。

〔川原委員〕

ただいま、その内容を整理する段階にあるということですね。

〔清家係長〕

はい。そうですね、はい。

〔川原委員〕

見通しとしては、どういう感じですか。

〔清家係長〕

今、栽培漁業センターの調査だけでいけるのかどうかというところはあって、水産庁のほうからは、これでは規則改正はできないという話であれば、追加調査なりが必要になってくるというようなかたちになりますので、少なくとも今の現状でどうなのかというところも含めて、水産庁のほうと協議して意見を聞きたいというふうに思っております。

〔小林委員〕

今、県当局より説明ございましたですけれども、これは長年の懸案事項でございまして、大体近年の状況、全体を概論で言いますと、非常に状況が悪い。芳しくないというのが1つ大きな問題、その原因が何かと。そうしますと、その大口堰、ここでは魚道の整備もやられてない。あるのはあるんですけれども、遡上しがたい。水量がちょうど農繁期の水田に水が大口堰、それから大井手ですな、これは河原から西往來を走っている水路です。農業用水。ここで53号線沿いの千代川流域、これは、ほとんどそこでとられてしまう。それから、今度は、若桜のほうから出てくる八東川、これが千代川に合流した後、今度は大口堰、これがほとんど農業用水でとられてしまうと。そうしますと、今日、今の川の状況を見ても、千代川の水量は非常に減っております。ところが、昨年は3月を過ぎますと、非常にあゆの稚魚の遡上が、良かったんですが、今年はほとんど姿が見えません。状況を聞いてみますと、若干遅れておるのではないかな。全国的に、佐藤組合長、会長のほうからも聞いたんですが、若干、県外の状況を聞いてみると、1カ月ぐらい遅れとるのではなかろうかなと。それに期待をいたしておりますけれども、天然遡上量が少ない。あそこから、河原、用瀬、智頭、あるいは八東、若桜方面に、ほとんど遡上しがたい環境の場所にあるということで、毎年のように、一応委員会のほうで、委員会指示のほうをやっていただいておりますけれども、漁協のほうでは、そういうことをお願いをいたしておりますけれども、今度は県のほうで、その一番原因となるのは何かと。言いますと、河川工事等に伴う、河川の構造変化、淵がもなくなってきましたですわね。これが1点ございます。それから土砂の堆積、それから、もう1点は、除草剤ですね、水田の。これによる藻などの減少、川の石につく藻がほとんどなくなってきたと、この点がございます。それから、堰堤による遡上阻害、この大口堰が一番大きく影響しているのが、この点であろうというふうに感じているところであります。それから、近年、異常気象と。言いますか、こういう関係からみて、河川工事、それから、もう1点は集落排水、これの終末処理水が、川の生息、動植物にも大きく影響をしているということでございます。それから、それによる水質汚濁、それが、色々その生息動物に影響しておることですが、それからもう1点は、大きい言いますと、どう言いますか、カワウですね、サギ。これ等の食害、鵜になりますと、もぐって1日に30ぐらい以上は、もう食べてしまうというようなことで、一番顕著に表れるのが、ウグイだと思います。ほとんど、ウグイは、鵜によって壊滅状況になっているというのが実態ではなかろうかなと、こういう感じでおります。それから、もう1点は、この間、16日に智頭が放流しました。その時の水温が10度でございます。ですから、山の環境も悪化しておれば、現在、国の施策によって、除間伐によっての、ある程度日も入り、その樹木の下に植物が生えたりという環境づくりには、努力してありますけれども、そういうようなことが起因しまして、水温が上がらない。そのような影響も加え、冷水病があると。それから、一番大きな影響は、近年いわれる異常気象ではなかろうかなと。こういう点からみて、この大口堰の堰堤においては、全体を総称して、遡上しがたい。そこに滞留する。そこを禁止区域にさせていただかなければ、この奥のほうに遡上がほとんど上がらないわけですから、一時期、あそこを汲み上げて、組合員がかかって汲み上げて、一応、やろうではないかと、こういう計画もあったんですが、それをやる年には、非常に雨が降りまして、水量が増えたというようなことであれですが、一番、これからの漁業権をいただくということになりますれば、放流事業、これが1つです。もう1点は、資源管理。それから、もう1つは、

漁場管理。この3つが、私たちは、この漁業権、あるいは、この資源、遊漁券等々を県知事からいただくときには、このものを守りながら、増殖計画を取り組んでいかなければならないものと、こういうふうに考えておりますが、全体の中でひとつ検討をよろしくお願い申し上げたい。以上でございます。

〔小谷会長〕

漁協としてのご意見をいただいたと思いますが、その関連しながら、ご意見等いかがですか。

〔佐藤委員〕

目途はまだまだ立たんわけですよ。

〔清家係長〕

すぐに認可っていうところにはならない。険しい道のりがあるんじゃないかと思います。

〔佐藤委員〕

これは水産庁のどこが担当になるんですか。

〔清家係長〕

これは漁業調整課というところになります。

〔小林委員〕

以前ですね、私は水産庁の職員の方が、鳥取県にお見えになりましたかということを確認しました。見えた。それでは、そういう問題点のところを現地を確認されましたかということをお申し上げました。いやいや、県の庁舎までは来て話したけれども、現地には行ったことがない。それで帰られた。本当にこういうやり方がこの規則改正その他について、現地の実態を見ずに机上論のみでやられる。これでよろしいかどうか、私は疑いたいところでございますけれども、石破さんにも私は申し上げたんですよ。先だって今度、27、28と東京に行って石破さんにも会いますけれども、幹事長にも会いますけれども、そのことをもう一度申し上げてきたいと。先度もメモして、こうこうだからということで、お願いはしております、先月の19日でしたかね。これもいって、別の件で緊急集会があったもんで行ったんですが、そのときにもお話をしたんですけども、いわゆるそのあたりの、やっぱり現場の実態を見ていただかないと、私は本当にこれからの対策というものは講じられないではないかというふうな感じでおりますけれども、そのあたりのところをひとつよろしくお願い申し上げたいと思います。

〔三木局長〕

小林委員から、水産庁来たけど見んかったとか、話が出ましたけど、そもそも非常に不思議な現象なんですけど、現象っちゅうか法律なんですけど、鳥取県の河川って一県一河川なんですよね。別に利

根川みたいに、ようけの県をまたがってるんじゃない。自己完結型の河川ですわ。そのことについて、国がああせえ、こうせいとか、大口堰の禁漁区がどうたらこうたらちゅう、そういうことが本当に適切かどうかです。複数県にまたがるんだったら、それはしゃあないなって、私思うところがありますけど、ちょっと時代が違うんじゃないかな、こういう地方自治の時代においてですね。佐藤委員も県漁連の副会長をされておられますし、あらゆる機会を通じてそういうことも考えたらというふうに申し上げたらどうかと、私どもも要請したいと思います、それを。

〔小林委員〕

今、局長さんがお話をされたとおりで、私はもう地方分権どうのこうのと、いろいろ表ではやられるけれども、その結果、知事に権限委譲をある程度の枠のところで、今言われたような河川においては、知事権限のなかで裁量決定をするんだというぐらいの方向をしていただく必要が私はあるんではなかろうかなという感じをいたしておりますけれども、今、局長さん言われるとおりでございます。

〔三木局長〕

たぶん、こんなんを僕らが国に陳情しても、聞いてもらえんですわ。国会議員さんとか、皆さんの要望活動の中でやっていくちゅうのが、一番早くて効果的じゃないかと思うんですけど、全国で動きがあれば一番いいんですけど、そういうのは佐藤さんは、よくご存じか、分かりませんか。

〔佐藤委員〕

ちょっと水産庁に出ますので、このことをちょっと寄ります、寄ってみます。

〔福井室長〕

すいません。ちょっと勘違いかもしれないんですけど、何年か前に全内漁連で、その件に関して要望を出されたことがなかったですか。

〔佐藤委員〕

出しましたよ。

〔福井室長〕

何か水産庁のほうから難しいという回答だったと。

〔佐藤委員〕

それで、難しいで引き下がらってのはだめだから、次の年もこれを要望やろうということでやったはずなんです。はい。

〔三木局長〕

全国で、この内漁連の会長の、内漁連の会もあると思うんですけど、そのときも皆さんの全国の声を、

1 県だけやっつってもとてもじゃないけど、聞いてもらえませんので、それは足並みを揃えて、皆さんとやっていけたらなという希望はあります。これが、でも、ただ、最上川とかですね、そういうでかい河川で複数県またがるような河川はちょっと向いてないのかなという気はいたしますけど、鳥取県みたいなちっちゃい県で、ちっちゃい河川で、完結型のだったらできると思う。そういう県が集まってやる仕事は大切かなと思います。このたびから、ずっともめてますが、実は牛乳が、学校給食の牛乳の件はご存じかもしれませんが、なんと昭和 20 年代につくった法律がそのまま生きとって問題を起こしとるちゅうこともあるので、漁業法があるんだっていうんじゃなくて、漁業法を変えないけん、この時代になったら。特に、あれですね、小さい河川。そういう気になってくれば、国がなってくればええですけど、利権が絡んだりいろいろしておりますから、なかなか手放さないけんかかもしれませんけど、そこはもう皆さんの大きな力にならんといけんので、これは小林委員も含めてですね、全国の取り組みがあれば国を動かすことができるので。鳥取県 1 県では何の声の突っ張りにもならんので、そこは全国的なところでお願いしたいなと思ってます。

〔小谷会長〕

ということで、ちょっと頑張ってもらわないと、ということですね。

〔佐藤委員〕

ちょっと担当が違いますけども、向こうにちょっと言ってみます。どんな感じになってるか。

〔三木局長〕

また、状況を教えてもらえればええですし、行政だけやっつっても、とてもじゃないけど、すぐすぐ、けちょんけちょんにやられる可能性もあるので。

〔小林委員〕

そうしますと、今のお話聞くと、1 年半、2 年かかるんだと、ね。それが結果として出るのか出ないのか、私分かりませんが、その間は、この委員会指示ということで、ずっと継続していくんだという 1 つの流れでございませうか。

〔清家係長〕

そうですね、はい。

〔小林委員〕

いや、私もね、この委員会指示に提案してお願いするなんて重苦しく感じるもんでございますから、私自身がですな。それで、皆さんに大変ご迷惑かけるような感じもするんですけども、私はある程度局長さんがお話しされたように、もう権限委譲の中で知事権限の中でやっていただける。やはり、利根川であるとか信濃川、もう他県にわたっての特に島根県でいやあ江の川みたいに、広島県と県をまたいでおるといようなことについては、今の水産庁のこの対応でいいわけですけども、1 県にそ

の川がないものについては、ある程度、それは県に委譲されるのが基本ではなかろうかなというふうには感じ取っておりますけどね。今度 27 日に行きましたら、ちょっと活字でもって、この間も活字、A4 にみっちり書いて渡しましたんですけどな。今回もまたちょっと飲む席もありましようけえ、ちょっと飲みながらでも話ちょっとさしていただくようにしますんで。

〔小畑事務局長〕

我々といたしましては、制度改正はもちろん求めていくべきだと思います。そこは委員の皆さんにぜひともお力添えをお願いしたいんですけども、それと同時に、やはり今の制度の中で認めてもらえる方法があるんだったら、そっちのほうは今まで以上にどんどんそういった水産庁と協議なりしながら、できるだけ早くできるようにしていきたいと思っておりますので。

〔佐藤委員〕

話を聞いてると、あまり水産庁が目を向けてないような気がするんですよ、実際ね。何か空回りしてるということで、事務局も相当頑張ってくれてると思うんですけども、もうひとつ馬力を出してもらって。

〔小林委員〕

まあひとつよろしく願い申し上げます。

〔佐藤委員〕

お願いしたいなという具合に思います。

〔小畑事務局長〕

今年のところは指示ということをお願いできたら。

〔小谷会長〕

というように、問題ありきなのですが、今のところはこういう形でということで、資料 2 の案ということで、告示するというところでよろしいでしょうか。

〔委員多数〕

はい。

〔小谷会長〕

はい。では、そういうことでよろしく申し上げます。ぜひ、あらゆるいろんなところで頑張っていたいて、いい方向を何とかね、出していきたいものだと思います。

<案のとおり指示する旨が決議された>

はい。それでは次にいきたいと思います。

次は諮問事項になりますけれども、千代川漁業協同組合から組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更の許可についてということで諮問が出ているようですので、水産課のほうで説明をお願いします。

(2) 千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可（諮問事項）について事務局から資料3に基づき説明が行われた。

〔小谷会長〕

諮問事項について、説明がございました。ご意見等、ございますでしょうか。

〔小林委員〕

この件について一番大きな問題は、再生対策事業をいかに取り組んでいくかということで、ちょうど産卵、今はちいと以前に比べて産卵期が幅が広くなりましたな、異常気象によって。なおかつ、昔はだいたい源太橋から因幡大橋、あの付近で大体産卵が80なり90%ぐらいがほぼやられておったものが、近年は用瀬、河原あたりで、そこで産卵するあゆもちよこちよこ見られる。こういうことで、これもひとつの異常気象かなということですが、ちょうど11月1日以降、再解禁ということでやりますと、まだ腹ん中には卵かなり持っておる子持ちのあゆが非常に多いということで、総代の皆さんには、それぞれ千代川漁協には旧市町村に支部がございます。その支部も組合員の皆さんに、その代表の方が、あるいは役員の方が集まっていたいて、いろいろ意見をお聞きして理解を得、再生はからずしてということもございますし、今、千代川漁協、たまたまあれでございますが、昨年までは準備金その他を崩しながら運用やると、数千万円の崩しをやっております。昨年はどう言いますか、24年度の遊漁券の発券の、遡上もあつた関係もありますけれども、20%の遊漁券の発券ができた。増ですな。それから計画よりも25年度計画の10%増の遊漁券の発券ができたというようなこともございすけれども、やはり稚魚のそのあゆも遡上がなくて、それぞれの組織運営は難しいではなかろうかということが、まず第一の起因ではなかろうかなというふうに思っております。そこで今年も今の状況では、遡上がちょっと見当たらない。今年はどういうふうな形になるのかな。それから経営面からみると、昨年は7トン500やりましたけれども、一番最高時は10トンほどしました。ところが、組合員の理解を得て、今年度からは500キロ減らして7トン、これも経営もある程度見ながらの運営でないと、組織自体が壊滅しますんで、このあたりを十分考慮した中で、再生対策を一番に持ってきて、11月以降の再解禁をやめてでも再生対策事業に取り組もうではないかなと、これが一番大きな問題ではなかろうかと考えております。以上でございます。

〔佐藤委員〕

この若桜と智頭は、これは11月1日から再解禁はやりますよということですね。

〔小林委員〕

この件につきましてはですね、若桜と智頭については、智頭のほうは、用瀬の発電所がございまして、そこで遡上は全然皆無でございまして、もう用瀬の佐治の分岐からちょっと上がる程度で、もう止まってしまう。それから若桜においても発電所がございまして、その水取り口が若桜の集落のちょっと下のところで、一応もう遡上できる状況ではございませんので、100%買い付けをしたあゆの放流でございまして、ですから、このものについては、皆さんに11月以降の再解禁で、組合員の皆さん、遊漁者の皆さんにはとっていただいて楽しんでいただこうということで、この若桜と智頭につきましては、再解禁を実施するというかたちをとらせていただいたということでございまして。

〔佐藤委員〕

これは、今までに理事会等々で、こういう具合にやろうということを決められたわけですが、組合員、理事は割かしこういうことは禁止というのは早く耳に入っていると思いますが、一般遊漁者には、いつ頃から通知をしていらっしゃるのでしょうか。

〔小林委員〕

これについてはですね、各支部なり、遊漁される方々においては、もう1～2年前から、そういう方向で取り組まんとあかんということで、皆さんには理解をしていただきながらの取り組みをやってきたと。ですから、即答でよし、そんならよかろうという方は、どうかと思えますけれども、その理解はしていただいたということでございまして。

〔佐藤委員〕

分かりました。

〔小谷会長〕

はい。よろしいですか。その他いかがですか。意見もございましたけれども、審査基準という面ではクリアできるというようなことで、先ほどもお話が、説明がありましたけれども、いかがでしょうか。このようなかたちで答申をするというようなことで、よろしいでしょうか。

〔佐藤委員〕

はい。

〔小谷会長〕

それでは、この変更認可申請を適当と認めるということで答申をしたいと思えます。よろしく願います。

＜千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について適当と答申する旨が

決議された>

では、その他に移りたいと思いますが、はじめに各委員さんのほうで何か報告しておいたらというようにこと等ございましたら。

〔佐藤委員〕

これに関連しているか関連していないかは別といたしまして、私ども日野川漁協のほうでは、これをずっと延長してくださいということを言って来とったはずなんです、要は11月1日からですね、再解禁ですが、それまでの26日から31日まで、これもずらしてくださいよということを、延長期間でずっと言ってきとったんです、上流、そこに降りないということで、親魚が、それをちょっとそういう形でとらしてくださいよということを言ってきとったわけですが、途中からこの話はなくなってしまって、どんなでしょう。担当者が変わったということは聞いておりましたけれども、これ資源、日野川漁協で生産はしておるわけですけれども、金の計算をしますと4,000万とか5,000万のあゆを放流しております。この中で遊漁券、前年度1,362万数千がしというようなことで私、記憶しとるわけですけれども、そうすると、その上流のほうでは、やはりご存じのとおり3日とか4日とかいう孵化してから海水を吸わなければなりませんよというようなこといろいろある。講義受たりとか、認識しとるわけですけれども、なかなか上流のほう、そういうことでの水がない、いろんなことで、ダム等も国交省のほうと、いろいろ交渉もしたり、それから県の企業局等々とか交渉をしたんですけども、水の量、早く流してくれればそれだけ早く落ちるかということで、いろいろしてきておるんですが、この日野川漁協がずっとこれ目指しておりますように、この期間、1カ月の9月26日から、そのずっと漁期は釣らせてくださいよということで、1回失敗してしまったと環境庁だかどこだかに、福井さん覚えてないかな、県の人、担当者が出して失敗して後は許されんので、2回失敗するとそういうものは、あとは受付しませんよというような格好だったと思うんですが、結構なるんですよ。何年か前か、よう覚えん。

〔松原書記〕

その経緯はちょっと分かんないですけども、そもそもの漁業権の運用、運用というか、漁業権の趣旨からすると、その釣り堀的運用はやめなさいというような水産庁の見解がございまして、上流部だけを外すというのは、再生産に寄与しないところを漁業権として免許してるのかというようなところが。

〔佐藤委員〕

一番最初は八幡橋から下は1年間禁漁区域にしたら、それをやってあげますという回答も来とったんです、県のほうで。八幡橋7キロぐらいですかね。河口から7キロぐらいのところを全面禁漁にすれば、1年中、そしたらその部分から例えばここから上のほう、そこは釣ってもいいですよというような、そういうニュアンスで答えが返ってきとったんです。で、理事会に諮ってくださいということで理事会に諮りました。したら、下流の人数がたくさんおるものですから、それは無理だと。投網も1年しか持たん人もたくさんいらっしゃいますし、無理だということで、それは話は流れて、じゃあ

何とかいい方法はないかなということ、その辺の作文は考えますから、もう少しお待ちくださいよ
とって、数年待ったんですが、それが消滅してしまったような格好でしてね。上流で、実際、僕は
潜水してるんです、実際に。上流で子どもを産んでしまうとそのまま死んでしまう。なぜそれを我々
が金出して生産したものを、生きてきちっとした段階に、日野川の河口のほうは正月のダシに使うん
ですよ、昔々は。僕、何回も言ってきとる。何千万使って放流したもの、それが上流で卵産んで、
それが孵化しない。孵化しても海には届かない。そういう魚真っ白ですよ、本当殺しとって。それが
再生産につながるかって言ったら、つながってないと思うんですよ。そういうことでとらせてくだ
さいということは何回も言ってきたはずなんです。この辺で担当者が変わりましたということなん
です。これからまたこれコロッと変わってしまっ、遂にはなしになってしまった。この話もすべて耳
にせんようになったんですが。

〔福井室長〕

漁業権の経過の手続きがするまでは、その調整やってたんですけど、漁業権の切り替えで事務局のほ
うが忙しくなって、それに手が回らなくなった。

〔小畑事務局長〕

ちょっと調べてみます。

〔佐藤委員〕

ただ、どこで言ったとか、はっきり覚えておりません。たぶん、ここで言っちゃよと思います。それ
で何回もいろいろ、知ってる人が等々きました。実際ね、要はああいうところで、一生懸命機でやっ
とる人はね、現場が分からんですよ、実際に分からない。僕は、1年中ちょこちょこ海とか川に入る
もんですから、割かし様子が分かっとして、こういうものを写真も撮っておりますし、ちょっとお金
が無駄で、例えば江の川、江川、これは3日とか1週間、これしか川止めをしませんから。そういう
こともこの会で言ってきたはずなんです。で、なんで鳥取県のそれだけ何千万放流しとって、その
再生産につながらんもの、それをやはりとらしてくれないのか。組合600人が一生懸命つくったもの
じゃないですか。企画を出し合っしてね。ということで、1回出したんだけど、ぺっちゃんくいまし
たということで、そういう経過もきちっと覚えておりますので、何かちょっと調べてもらったら、引
き続きで難しかったら、難しいですというきちんとした明確な答えがほしいんですよ。それをちょ
こちょこずつと言われるものですから、それで松沢局長も、もう辞められましたから名前を出さまい
かと思ったんですけども、それは、松沢局長がなられたときに、局長に、福井さんも皆さんもおられ
たと思いますよ。これができんのかということ、はっきり松沢局長が言われました。議事録に残っ
てるはずですよ。僕これはできると思いますよということ、言っていたわけですけども、議事
録に多分残ってると思います。辞められたから名前出さまいかなと思ったけども、松沢局長のほう
がこういうことで局長になられた時、そういう返答もこの中でいただきました。それからストップし
てしまっております。あまり意外に難しいこと考えて、いけんだったらいけんという返事をして、その
ことを常日頃、やっぱり年配者、とにかく先が短い何とかせいやあとかとらせやとってやあなこと

をしょっちゅう言われるもんですから。

〔小畑事務局長〕

調べてみます。

〔佐藤委員〕

ええ。それでうまい具合にその辺、無理だったら無理で、何年もずうっと引きずらずに、これは無理ですよという明確な文章でももらったら、こういうものでも来ましたと、松沢局長が明るい日差しを与えてくれますということを理事会でも発表してしまつとるわけですよ。いや、そうでしたよね。小林組合長も覚えてらっしゃる。福井さんも覚えとんなるだもん、事務局も間違いないと思う。明確な答えをきちつと言われとる。俺はもうそれはできると思うとはっきり言われてます。

〔小谷会長〕

本当に現場のほうではね、そういう当然のところだろうと思いますので、ひとつ調査していただいて。

〔佐藤委員〕

資料出せと言われれば出しますいくらでも、もぐつてどうのこうのとかって言われるなら、やるんですが、増殖部長というのがちょっとおつて、局長と課長にさっきも話したんだけど、ちょこちょこつと行って、ちょっと30分ぐらいの時間とつてくれるもんですから、それをちょっと、これを引き回して今、千代川のこともちょっと聞いてみようかなというような気がしつとつたもんですから、それであまり県の方をポンと飛び越えて、単なる単協の組合長が行つてどうのこうのかき混ぜるのは、性格的に僕はそのスタイルすごくいや、すごくいや。だけどそんなことあんまりしたくないんですよ。それで増殖部長、なんでも佐藤さん行つて来いよつて言つて、他の者帰らしても30分ぐらいだったら、すぐつたるけえ時間はつて言つて、いうことを常日頃いつも言つてるもんですから、ちょっと聞いてみようかなという具合に思つているところでございます。あまり課長さん、すぐ来てこういう会議に出て頭が痛いなつちゅう感じですが、そういうことでね、局長さんが、辞められた局長が俺はこれはできると思うつてはつきり言われたもんですから、その辺とか私言つてしまつたんですよ、理事会に。

〔小林委員〕

この件で、本来であれば智頭、若桜については、9月26日以降つと解禁ということで、本来はお願いしたいなあと思つたですけど、規則に抵触するということを県のほうから指導いただきましたもんですから、それならば26日から10月いっぱい禁漁期間だと。これでは、その奥だけを再解禁を11月1日からやりましようやと、こういうことで一応お願いを申し上げたというのが実態でございます。

〔佐藤委員〕

次、うちはもう理事会で、また局長とか課長が変わりますということを必ず誰々つて黒板に書いてき

ちんと説明するもんですから。局長がまた変わってしまったら話がゼロだかいなちゅうことがあるといけませんので、こういう話はそういう会で出しましたと。うんとすんともなかったんですけど、正直には言わんといけんと思うので、うまい具合にその辺は切り抜けようとかなのと思ってますけれども。

〔三木局長〕

すみません。前後の関係がよく分からないもので、ちょっと。検討してました。

〔小畑事務局長〕

調べさせてやってください。大変失礼いたしました。

〔小谷会長〕

この件はよろしいですか。はい。その他ございませんか。

5 その他

〔佐藤委員〕

5月の連休、福井県まで数名の組合長さんと話をし、昨日、一昨日は広島県、それから岡山県。ちょっと河川を見させてもらって、組合長さんと話をし、まいりました。非常に天然遡上が今のところは少ないというような現状でございます。今、うちちょこちょこ入りだしまして今、750キロちょい施設の中に入りました。隣から遡上しているのは1週間に1回ずつ朝の8時から夜の6時まで、4人で理事がでべそ型魚道から半分、こっち側のほうは、扇型魚道を止めておるもんですから。でべそ型魚道も止めておって、でべそ型魚道の左側と左岸側、この2つに上るところ、自然に上るのを1日中観測しております。そうするとやはり昼からは、何百単位で上がる時間帯もあります。非常に今ちょこちょこ良くなってきたなということですが、昨年度の6分の1ぐらい報告したのは、というような感じでございます。赤潮が沖ノ島、そして御来屋、それから淀江辺、非常に稚魚の孵期に発生いたしました。これで海の魚も魚釣りの人も全く釣れんようになったというのが現状でございます。僕も魚釣り、海もするんですけども、やはりそれで死んだんではなからうかと思ったんですけど、死ぬって言葉を使うと客が入ってこんもんですから、その辺はまた徐々に上がってきたしてうまい具合に回復をすればいいなと思っておるんですけども、これ、高橋さんが先週の木曜日、ちょっと潜水を2人でやりました。事務員に運転させて、私と2人行ったんですけども、やはり日野川は自分が見ているところで遡上してるのは一番いいんじゃないかというようなありがたいお言葉をいただいて、慰めじゃないかなと思ったんですけども、やはり高津川、今年度遡上の一番時期のいいときにも、4月の終わりぐらいに行ってみました。全く魚が見えません。高知県の仁淀川、これもなかなか見えませんでしたね。というようなことで、全国的に日本海側全滅といたらいけんですけど、1カ月遅れておりますということをお中国ブロックの会長さんに流したんですけども、そうやってお客を集めてくれということで、嘘じゃないですけど、遅れてると思ってますから。ということで、高橋さんと話した中で、日本海側だけじゃなしに太平洋側も危ないぞと。日本全国がちょっとおかしい。海

に関してもなかなかおかしいというようなことを聞いておまして、非常に今、内水面としても天然
遡上が命でございますのに、なかなか少ないということで心配しているところでございます。という
ようなことで今、私がちょこちょこっと連休とか昨日、一昨日、県外を走ってみた状況をお伝えいた
しました。また、これを参考にどこかから帰ってきたら言ってくださいませ。

〔小谷会長〕

ありがとうございました。よろしいでしょうか、その他。よろしいですか。

会長のあいさつをもって、第259回委員会は閉会した。

この議事録の真実を期するため、議長及び議事録署名委員をして記名、押印させる。

平成26年5月19日

議長 会長

署名委員

署名委員